

第七回 参議院内閣委員会 會議録 第十二号

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)午後三時四十一分開会

本日の会議に付した事件

○法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

法務府設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。この際御質疑がありますれば願います。

速記を止めて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○藤井新一君 昨日私が質問したのですが、英米法流の学者が非常に少いのですから、政府においてもアメリカ流の学問を日本に実施させるためには学者養成の意味において、英米に、特にアメリカに派遣をして、もつと民主的な研究陣營を設立すべくお願いしたい、こういうふうに申し込みに、昨日政府においては暖昧な返事をしたので、重ねて質問を申しました。そこでもつと徹底的にそれに対する責任ある返事をお願いしたいと思います。

○政府委員(野木新一君) 政府と申しますか、私共、例えば刑事訴訟法その

他法律に関係しておる者といはしましては、この際御質問のような措置が採られれば一番いいと希望しておるわけでありますが、何分いろいろ国際的関係もありまして、又予算の関係もありますので、希望はしておりますが、又今後そういう方向に努力したいとは存じておりますが、今直ぐどうこうなんという具体的な段階になつておらないのは誠に残念と思ひます。

○委員長(河井彌八君) もう御質疑もないようでありますから、御意見があればこの際述べて頂きます。別に御発言がなければ、この法律案を採決に付します。法務府設置法の一部を改正する法律案、賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決すべきものと決定いたしました。

只今可決になりました法務府設置法の一部を改正する法律案の本案議における委員長の口頭報告につきまして、内容は委員長にお任せを願ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 尙只今の御賛成の諸君の、つまり多数意見者の署名を得なければならんことになつておりますから、御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
藤井 新一 竹下 豊次
町村 敬貴 門屋 盛一

カニエ邦彦 小杉 繁安

○委員長(河井彌八君) それから次に総理府設置法の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。何か御質疑があればこの際願ひます。

○竹下豊次君 新聞用紙の割当統制廃止の問題につきまして、この際お尋ねしてよろしいと思ひます。それとこれとは関係ございません。

○委員長(河井彌八君) 竹下君にお答えしますが、別に法律案が出ておりまして、今のこの政府委員ではちよつとお答えが困るんじゃないかと思ひます。

○竹下豊次君 ここに新聞出版用紙割当審議会という何がちよつと出ておりますから、これに引かれてちよつと尋ねしようと思つておりましたが、そういうことでありましたら又後の機会です。

○委員長(河井彌八君) よろしいでございます。

○藤井新一君 この青少年問題協議会というものが全国各地に置かれておるのですが、これは各地の人口によつて置かれておるのですか。その点ちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(増子正宏君) 地方青少年問題協議会につきましては、府郡、市町村単位に置くということ、この設置を勧奨いたしております。で、その設置すべき市町村若しくは府県の規模とか規程とかいふものは、別に定めておりません。

○藤井新一君 その場合に、県で置いておると、市町村に置いておるとの連絡はどういうふうになつておるか。更にそれがいづれが権限とか、或いは監督とかいふようなことはないのでしょ

うか。

○政府委員(増子正宏君) そういう関係は別にございません。

○藤井新一君 そうしますと、それは任意に……誰がそういう設置をさせるようにするか、発動権というものはどこにあるのですか。

○政府委員(増子正宏君) 府県知事又は市町村長になるわけでありまして、府県には府県にかけるとか、或いは市町村には市会にかけるとかいうことがある筈です。何故ならば、これには予算を伴うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(増子正宏君) 勿論その点は府県及び市町村によつてそういう手続が必要なのでございます。で、必要に応じて予算も取つておるのでございます。

○藤井新一君 そうすると、これをいつから置かれたか知りませんが、設置して以来今日までの間に、全国的に保護育成運動を展開したというのだが、その効果はどういうふうに現われておるか、その点をちよつと説明して下さい。

○政府委員(杉江清君) 御説明申し上げます。府県に作りましてから、府県の協議会が主催いたしましたして、全国の青

少年保護育成運動を展開したわけですが、これには関係機関及び民間の諸団体、学識経験者など、その関係者全部が協力いたしまして、各方面の行事を行なつております。その内容といたしましては、勿論現在青少年の不良化、犯罪化の問題が非常に大きな問題であるにも拘わらず、まあこれが施策も十分でなく、又世論の関心も十分でない。そういうことに対する啓蒙宣伝等各種の手段を行いましたし、又例えば学校であれば問題児等の家庭を訪問するとか、或いは警察であれば少年相談乃至問題少年の補導などに盡力いたしまして、又厚生省関係であれば收容児童の保護を徹底するといふような措置を徹底するように努力いたしました。

週間中にそういうふうな各種の行事が行われておりますが、その週間の行事を契機といたしまして、その後この問題に対する世論の注意も高まつて参りましたし、又各関係機関がそれぞれの新しい施策も採つて参りましたし、それら、今まで採つて参りましたことも一層徹底するような措置を講じて参つたと考えております。

○藤井新一君 これはいつ設置されたんですか。それからこういう会の委員は現在どういふ人々によつて構成されております。

○政府委員(杉江清君) それにつきま

してはお手許に資料として差上げてあるはずであります。これは配付いたしましたわけなんです。この最後に青少年問題対策協議会委員名簿として挙げ

てありますが、委員としましては増田官房長官、郡官房副長官、関係省の大蔵次官、文部次官、厚生次官、労働次官、それから国家地方警察本部次長、法務府刑政長官、中央更生保護委員会委員長、最高検察庁次長、最高裁判所事務総長、それから民間委員としまして財団法人更新会常任理事佐藤利三郎さん、青少年救護委員会委員長で東京大学教授である内村祐之さん、中央児童福祉審議会委員長をしております中川望さん、青少年矯正保護審議会委員をしております守屋東さん、婦人少年問題審議会委員で慶応義塾大学教授の藤林敏三さん、この五人の民間委員が参加しております。

○藤井新一君 質問がなければ、採決をするように一つお諮りを願います。
○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○三好始君 私 第一回の委員会に出ておりませんで、或いはすでに御質問があつたかと思うのでありますが、新たに設置することになっております地方青少年問題協議会のことです。これは閣議決定を以てすでに設置されておるものを、今回法律の中に改めて規定すると、こういうことで出て来たものでありますか。

○政府委員(増子正宏君) そうでございます。
○三好始君 提案理由の御説明の中にあります地方青少年問題協議会の性格について御説明を願いたい。

○政府委員(増子正宏君) この地方青少年問題協議会につきましては、先ず

審議機関であるか、執行機関であるかという点につきましては、法律的には審議機関としての性格を持つております。従いまして、この協議会の決定によりまして関係機関の命令するとか、或いはその意に反して干渉するといふようなことは、この機関としては行わないのであります。それからこの協議会の取扱ひ方としましては、主として青少年の不良化或いは犯罪化の防止という点に重点を置いておりまして、従いまして、児童福祉法によりまして設けられております児童福祉審議会とは、その取扱ひ方の範囲と重点が違つてゐるのでございます。尚この問題の取上げ方につきましては、以上のような性格からしまして、一面においては厚生省のいわゆる厚生行政、それから又他面においては警察行政、或いは労働行政、或いは法務行政、又は文部行政、そういった各関係機関の行う行政措置を総合的に行なつて行くということになるわけでございます。

○三好始君 只今地方青少年問題協議会について、いろいろ御説明があつたわけですが、この法律上の根拠は何に基いておるわけですか。

○政府委員(増子正宏君) 地方の協議会につきましては、全般的には別段法律的な根拠はございません。ただ地方、即ち府県とか或いは市町村等におきまして、條例その他を設けますれば、それが一種の法律的な根拠ということになると思いますが、全体としましては別段法律的な根拠はないわけでございます。

○三好始君 法律的な根拠がないものとすれば、その協議会の性格は、はつきりしないことになるのですが、それは取敢えず便宜上、法律上の根拠なくして設けられたもので、将来そういう根拠を持たず考へは持つておるのですか。それとも現在のまま、法律上の根拠なしで續けて行かれるお考えなんですか。

○政府委員(増子正宏君) 中央の協議会につきましては、従来は事実上、つまり法律的根拠なしにやつておつたのでございますが、この点については、少くとも今後その機能の發揮上、法律上の根拠を與える必要があるということに考へたのでございますが、地方の協議会につきましては当分現状通りで行きたいと、こういうふうにお考えしております。

○三好始君 法的な根拠なしに設けられた地方青少年問題協議会が仕事をしに行く上には、不便な点は起りませんか。

○政府委員(増子正宏君) この審議会の性格が先程申し上げたように一種の審議機関として設けられておるのであります。そこで別段法律的な権限に基く命令とかその他の処分というやうなことはしないわけでございます。開係機関の連絡調整ということでございますので、現在地方の協議会について特にこれを法制化するというところまで行つていないのでござい

ます。

○三好始君 法的な根拠なしに設けられた地方青少年問題協議会が仕事をしに行く上には、不便な点は起りませんか。

○政府委員(増子正宏君) この審議会の性格が先程申し上げたように一種の審議機関として設けられておるのであります。そこで別段法律的な権限に基く命令とかその他の処分というやうなことはしないわけでございます。開係機関の連絡調整ということでございますので、現在地方の協議会について特にこれを法制化するというところまで行つていないのでござい

ます。

○三好始君 法的な根拠なしに設けられた地方青少年問題協議会が仕事をしに行く上には、不便な点は起りませんか。

○政府委員(増子正宏君) この審議会の性格が先程申し上げたように一種の審議機関として設けられておるのであります。そこで別段法律的な権限に基く命令とかその他の処分というやうなことはしないわけでございます。開係機関の連絡調整ということでございますので、現在地方の協議会について特にこれを法制化するというところまで行つていないのでござい

ます。

になりまして、それを調整すると、こういう趣旨の下にございまして、先ず東京、富山地区、四国の高松地区という所で調整をやりました。その調整審議会においてどういふことをやつていたかと申しますと、先ずどういふ地域をそこで取上げてデイスカスするかということ、どういふふう調整するかということ、東京で申しますと、大體西の方の東急方面のブロック、それから環状線の中は大体都でやり、地下鉄は別、或いは東武の系統、或いは西武の系統というふうな一つのブロックでやるといふふうな大綱を大体ここで審議して行くということにいたしておつたわけでありまして、戦後におきましては、由来をういつたことによりまして強権的にやるということなしに、全然活動をしない、休眠状態にある、こういう状態であつたのでございます。然らば今日以後交通調整をやらぬかか申しますと、戦前に相当目鼻がついておりましたし、その後廃止しておりましたものにつきまして、逐次免許して復活して来るものにつきまして、十分に交通調整の面を考慮いたしてやつておるやうな実情でございます。

○三好始君 そういたしますと、現在では殆んどそういう調整はやる必要が全然ないというお考えです。その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(荒木茂久二君) その問題でございますけれども、全然必要がないとは言ひ切れないのでございまして、先ず現在でございます交通事業調整法と申しますのが昭和十三年でございまして、できまして、当時の情勢といふ社会情勢も變つておりますので、新たな見地から交通調整を始め

るといふような必要によりまして、方針を決めたといひますならば、又別個の見地から、その法律自体を再検討して行く必要があるのではないかと、うことで、現行の体制のままで交通調整を始めるというふうなことは考へていないわけでございます。

○三好始君 これは政府の代表者に聞くべき問題かと思つておりますが、特別関係しますからはずり質して置きたいのですが、中央青少年問題協議会はずで昨年六月閣議決定を以て設けられておつたものであります。これを今回のように、立法措置として新たに規定するということになりまして、現在行われておりますように、委員会の審議を経て検討された結果、いろいろ不満足な点があつたら改められる機会があるわけでありまして、ところが立法措置を講じないで、いくらでも閣議決定で協議会であるとか審議会であるとかというものを設けられるものとするならば、こうして我々が法律案を審議することの意味が非常に薄くなつて来るのであります。今後立法措置は講じないで、閣議決定であるとか、或いは省議であるとかいう形で、協議会であるとか審議会であるとかを設けないといふはつきりした方針を政府の方で決められておられますか。或いは今までのように閣議決定の程度で設けることとあるものでありますか。その辺の方針を承りたいのです。

○政府委員(増子正宏君) 只今御質問の点につきましては、他の政府委員から申上げた方が或いは適當かと存じますが、取敢えず私から申し上げますと、先般閣議決定を以てしまして、各省に附屬して設置されております審議会等を

と

できるだけ縮減いたしまして、公務員の責任体制を明確にすると共に、事務の簡素能率化、及び経費の節減を図るというところに方針を決定いたして、一定の基準に従いましてそれらの審議等を検討した上で廃止すべきもの及び存置すべきものを決定いたしましたわけでございます。尚、存置すべきものとは認められたもので、従来法令に基かず閣議決定等でできておりますものは、この際できるだけ法制化するというにいたしましたわけでございます。そして、その点から特に今後必要なものとして存置を認められた青少年問題協議会をこの際設置法に基いて設置するものとしたというにいたしましたわけでございます。

○三好始君 今の問題は本多内務大臣なり、他の政府の責任ある代表者に改めて質すべき問題だと思いますが、今審議しておる法律案に關係が深いというわけではございませんから、この程度に置いて置きます。

○委員長(河井彌八君) 委員諸君からの質問は大体この程度で終つたものと見てよろしいと思ひますか。……それではもう御質疑も盡きたものと認めます。それでは本案に対して御意見があればこの際述べて頂きます。

○梅津錦一君 今の中央青少年問題協議会ですか、こういうような法案の中に織り込んでやつて来るということとは、閣議決定ですけれども実行しておる、これを便宜的にそれじゃ食つ付けてやろうというふうな、こういう例が将来ないことを條件として了承する。こう考えます。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言ございせんか。……それではこの案に

ついて採決をいたします。総理府設置法の一部を改正する法律案、本案に同意の諸君の挙手を願います。

〔総理府挙手〕
○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議での委員長報告につきましては、この内容等を委員長にお任せを願いたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て。これから御署名を願います。
多数意見者署名
小杉 繁安 カニエ邦彦
三好 始 梅津 錦一
藤井 新一 竹下 豊次
町村 敬貴

○委員長(河井彌八君) それではもう一つ願います。審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。

○藤井新一君 衆議院はすでに通過して来ておるのですか。予備審査になつておるのですか、そうですか。

○委員長(河井彌八君) 藤井君にお答えいたしますが、衆議院は通過しております。
○藤井新一君 それでは例えば厚生省のごときは約半数に整理されますが、整理統合の結果においての予算の削減は幾らぐらいますか。ちよつとお聞きいたします。

○説明員(森本潔君) 審議会の整理に伴いまして予算の減額は七十万二千六百九円、こういう数字になつております。

す。ちよつとこの際訂正申上げたいのでありますが、先日の委員会におきまして私数字を間違ひまして、約百二十万という数字を申上げました。これは誤りでございまして、今申しました七十万二千六百九円、こういう予算減になつております。

○委員長(河井彌八君) 藤井君に正誤しますが、さつき私の申しましたのは間違ひです。この厚生省設置法等の一部を改正する法律案は本院が先議だそうです。これから正式にやる件を間違へたのです。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て。
○三好始君 厚生省の關係で設置法に規定されておる以外の審議会、協議会などがありますかどうか、お尋ねいたします。

○説明員(森本潔君) 設置法に書いてないところの審議会があるかどうかという質問ですが、これは審議会と申していいのでございまして、臨時的に或る機構について意見を聞く程度に打合せを持つことはありますが、審議会と名の付く程度のもは現在ございませ

ん。
○藤井新一君 この法案は参議院が先議権を持つておるのでありますが、日がないので、四月一日から施行することになるのだが、この際、質疑がなければ採決をすることの動議を提出いたします。

○カニエ邦彦君 この参考資料の四頁の一覽表を見ますと、廃止するものが随分あるようでありまして、この

の随分あるようでありまして、この整理せよということでは止むなく整理されたものなんですか。

○説明員(森本潔君) この廃止しましたものは、廃止の方針がございまして、主として民間の意見を聞く程度のもので、左程重要でないというもので、この点は広く一般の意見を徴して、何でも役所仕事をする際に広く民間の意見を徴してやれという点から考えますれば、あつた方がよいと思

います。又一方審議会に責任を転嫁するという考え方を止めて、公務員の責任において仕事をするという考え方をとりますれば、廃止しても差支えないという程度なのでございまして、是非なければ仕事に困るという、そういう性質のものではございせん。

○カニエ邦彦君 いや、そうすると、現在まで、廃止に至る現在までに委員会をやつておられまして、可なりその成績を挙げられたと思われるものですか。

○説明員(森本潔君) 今度廃止いたしますものにつきましては、従来これを利用して申しますか、活用点からいたしまして、率直に申上げますれば、非常に大きな働きをしたという程のこと

はございせん。
○カニエ邦彦君 この一覽表によつて見ますと、審議会等が二つ乃至三つ統合されておるのですが、これは廃止されるその委員会を統合して運営して行くというふうなことで、果してこの運営がうまくされるかどうかという点なのですが、その点はどうかですか。

○説明員(森本潔君) この統合したものに

つきましては、二種類ございまして、一種類のものは殆んど増減がないというのが一つと、それから統合した結果、人数の減少を来たすというのが一種類と、二つでございまして。

○カニエ邦彦君 その場合の二つのうち少し具体的例をちよつと説明を願います。

○説明員(森本潔君) この四頁の対照表で御説明いたします。統合した医師試験審議会がございまして、これに

つきましては増減ございせん。それからその次の歯科医師試験審議会がございまして、これも増減ございせん。それからその次の保健婦助産婦看護婦審議会、これも増減ございせん。それからその次の医療審議会、これは減少でござい

ます。

つ委員会の機能を統合しておるわけでありまして、承継しておりますので、同じ委員会の中にも、例えばこの五頁の初めから三行目にございまして、この医療機関整備中央審議会と診療報酬審議会、これを合せまして医療審議会となつておるのですが、この二つの審議会の機能が新しく承継されるのでございまして、従いまして、一つの審議会に審議し得ることにつきましては審議いたしますし、尚、必要がある場合には部会を設けてやる、こういう考え方を持っております。

す。それから次の頁に移りまして六頁の三つの審議会がございます。社会保険審議会、中央社会保険医療協議会、社会保険審査会、これはいずれも減少いたしております。

○カニ工部彦君 この減少されるものについては、こういう場合に名称が動かされておるといふことを考えられるのですが、大多数の減少されない部分については、別にこの統合は名称を一本に改めねばならないというところはどうかと思われ、それからむしろそれよりも前のままの専門的な審議会とか委員会といった方が、その仕事の運営が非常にうまく行くのじやないかという感じを受けるのですが、その点はどうかでございますか。

○説明員(森本潔君) 第一点の統合してうまく行くかどうかという点でございますが、これはやや形式的に出したという嫌いもございまして、成るべく審議会の数は減らそうという方針でございますので、單にそういう点から数を減らした。まあ形式的な嫌いがございまして。

それから第二点の専門的な委員会にして置いた方がよいのじやないかという点でございますが、この点は統合しました場合におきましては専門の部会を作る、こういう行き方で調整して参りたいと考えております。

○カニ工部彦君 そういう考え方で参りますと、この部会というものが仮に一つの統合された委員会に三つあるという場合ですね。統合された名称の外に部会というものができて来てですね、それよりはむしろ前の現状のままの方が、そういう意味からは簡素化ではないか。又実質的に言つて、やはり

専門的な委員会がある方が実質面ではいい、ただ形式的にそういつたものを名称を一つにまとめるだけというようなことでは、どうもこの法律案の改正の意義がないように思いますが、重ねて伺ひたいと思います。

○説明員(森本潔君) 先程形式的な気持で統合という点を申し上げた、この点も確かに一点ございまして、実質的の面といたしましては、例えばこれにございまして医師試験審議会というものを考えますと、この医師試験につきましては、試験全般のことを考えますと、この試験審査会、それから国家試験をやるところの国家試験委員、それから予備試験をやりますところの国家試験予備試験委員の三種類がございまして、三つを通じて見ますと、いずれも医師の国家試験に關することでございます。細かく分ければ三つに分れますけれども、共通するものとしてはすべて医師の国家試験に關することでございますので、それらのことにつきましては共通事項を一本にして審議するといふ点におきまして、実質的に一本だといふ利点と申しますか、いい点が出て来るのじやないかと考えております。

○三好始君 只今御説明のありました医師試験審査会の点でございますが、現行法の三つの審議会なり委員が、いずれも医師国家試験に關するものだから、これを統合するのだというお話であります。ところが、現行法のこの三つの機関は、少くともこの審議会と委員会とは性格が違ふのじやないかと思ふのです。私のこの常識的な見方からすれば、試験委員というものは、恐らく形式上はともかく、実質的には決定権

を持つてゐるのじやないか、こんな感じがするのであります。それに比べて審議会の方は、例えば諮問に答申する、こういうた形のものでないかと思ふのであります。そうしますと性格が違つてゐるわけでありまして、性格の違つたものを統合して、新たに医師試験審査会というものを作るといふこと、恐らくこの新たに設けられることになる審議会は、やはり従来の試験委員の仕事をするわけですから、医師国家試験に關して相当決定権を持つといふことになりはしないか、こういうふうに違つたものを統合することは、先程の御説明のように、單純にいずれも医師の国家試験に關するものだから統合するといふことでは、十分説明が盡されておらないように思ふのであります。若しいずれも医師の国家試験に關するものだから統合するといふ筆法で参りますといふと、六頁にあります社会保険審議会、それから社会保険審査会、これはいずれも社会保険に關するものだから統合したかどうかということも起つて来るのじやないかと思ふのです。こういう点について恐らく社会保険審査会と社会保険審査会と別個のものとして設ける、趣旨と同じような考え方を取れば、医師国家試験審査会と二つの試験委員とを統合することは、首尾一貫しておらないような印象を受けるのですが、この点について御説明を頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 共通したものを統合するといふことは、先程申しましたやうなことでございまして、その際考慮いたしますのは、この仕事の量と申しますか、或いは従来の沿革と申しますか、そういう点も若干考慮されて

おるわけでありまして、従ひまして社会保険関係の三つのものとして、仕事の量というものは、もう一つは沿革的な点、こういう点を考慮して社会保険については分けてあるものであります。

○梅津錦一君 廃止の方面で、医製制度調査会という、これは廃止になるわけですね。それから、それと對になつておるやうな医道審議会……医製制度の調査というものは、現在不必要であるといふわけですね。尙、医道審議会というこれは、審議会の内容は知りませんが、文字通りに解釈いたしましたら、この医製制度調査会を廃止しますと、医道審議会の方は置くといふ点から見て、医製分業を現在考えて、こういうやうな形から、医道の方の審議会は置くが、医製制度の方の調査会はこのを廃止してしまふ、こういうやうな点について、納得行くやうな御説明を頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 先ず第一の医製制度調査会を廃止する点でございますが、これはその五頁の前の方から三行目、下の三行目にございまして医製審査会といふのがございまして、そこで診療報酬に關することを審議することになつております。この中で併せて審議願えるのじやないだろうか、こういう考え方でございまして。

それから医道審議会でございますが、これはこの審議会のやります仕事は、先ず齒科医師の免許の取消、それから業務の停止等の医師の身分の關係の權利義務の得喪と申しますか、そういう重要な事項に關係してございまして、そういう点からして医道審議会は残しておく必要があるのじやないかと考えるわけでありまして。

○三好始君 先程私のお尋ねした医師試験審査会についてであります。現行法による医師国家試験審査会、医師国家試験委員、医師国家試験予備試験委員、この三つの機関のそれぞれ、委員数がどうなつておりますか、御説明頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 医師国家試験審査会の委員でございますが、これは十四名であります。それから医師国家試験委員の委員数は百名でございます。それから医師国家試験予備試験委員の数は十八名であります。

○三好始君 医師国家試験委員とか、或いは医師国家試験予備試験委員は、國家試験の結果を決定するものとして、人選には相當の考慮を加へてゐるものと考えられるのであります。どういふ方法によつてやりますか。

○説明員(森本潔君) 医師國家試験委員の選定の方法でございますが、これは大体全國を数ブロックに分けまして、その分けますと、その中に各大学とか病院とかございまして、その中から適任者をブロックごとに数名ずつ選んで行く、こういうやうにいたしまして、例えば東京大学の先生だけがこの試験に關與する、或いは京都大学の先生だけが關與するといふやうなことがないやうにいたしております。それから予備試験委員の方は、これは大体特定の大学に委嘱をいたしまして、東京大学なら東京大学の先生に委嘱してやる、こういう方法を講じております。

○三好始君 予備試験委員を特定の大学教育者に委嘱するのはどういふ理由なんですか。

○説明員(森本潔君) これは一種の學校の卒業試験といふやうな性質のもの

でございます。一つの学校の卒業試験

たいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) 尙 本案に御賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

○三好始君 私こういう方面の関係者

でないので分らないのでありますが、予備試験というものは、これは直ちに医師国家試験を受ける学歴のない者が先ず予備試験を受けて、それから初めて国家試験を受ける資格を生ずる、こういう性格のものでしょうか。

○説明員(森本潔君) そうでございます。

○三好始君 歯科医師国家試験につきましても、委員数、それから性格等、大体医師国家試験と同様なものも考えていいですか。

○説明員(森本潔君) 同様でございます。

○梅津錦一君 大体今までの説明員の説明によつて了解をいたしました、この法案はそうむずかしいところもないし、凡そ常識で理解が付くと思うので、このくらいに質疑応答を打ち切つて進行をお願いしたいと思います。

○委員長(河井彌八君) 梅津君の動議に御異存ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは御意見があればこの際お述べをお願いします。……なければ採決をいたします。本案に御同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

【総員挙手】

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本会議における委員長(河井彌八君)の報告は委員長にお任せをお願いします。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

び干たうに關すること。
三 鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する施設及び車両、信号保安裝置その他の陸運機器に關すること。
四 自動車の使用並びに輕車両及び自動車代燃裝置に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

關する設計、試験、調査及び研究をすることができ。
三 運輸技術研究所は、東京都に置き、その支所を大阪市及び八幡市に置く。
四 運輸技術研究所に、次長三人を置く。
五 次長は、運輸技術研究所の長を助けて所務を整理する。
六 運輸技術研究所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關すること。

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧事務所職員増員に関する請願（第一四四八号）

一、池田勇人通商産業大臣罷免に関する請願（第一四七〇号）

一、新聞用紙統制撤廃反対に関する陳情（第二七一号）

第一四四八号 昭和二十五年三月十日受理

食糧事務所職員増員に関する請願

請願者 千葉市本町三ノ一九千

葉県精麦工業協同組合
理事長 伊藤清三郎外
五名

紹介議員 浅井一郎君 石川準吉君

戦後の国内食糧行政の第一線にある食糧事務所の業務は、輸入食糧の取扱、県内産穀類の早期供出に伴う検査、輸送、加工等一層複雑を極めまた中央の権限移譲による委任事務も末端においては増員を必要とする状況である。しかるに最近わら工品の検査、いも類の統制緩和等によりさらに減員を予定している由であるが、このような処置は食糧行政の円滑なる運営に支障をきたすから、食糧事務所の定員を修正し必要な増員を行われないとの請願。

第一四七〇号 昭和二十五年三月十一日受理

池田勇人通商産業大臣罷免に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関
三ノ四全商工労働組合
内 関口俊太

紹介議員 小畑哲夫君 境野清雄君
油井賢太郎君 島清君

池田通商産業大臣は、二月二十四日の公式会見において現在の生活苦による自殺者の出現は、経済の転換期の現象としてまあることだ、五人や六人自殺しても経済安定のためやむを得ぬと公言し、また記者団との会見において、経済政策遂行の前には零細企業の倒産もやむを得ないとの談話を発表している。これは通商産業省の施策の重点である中小企業対策を全く無視したもので、国務をつかさどる国務大臣として許せないことであるから、池田通商産業大臣を罷免されたいとの請願。

第二七一号 昭和二十五年三月十四日受理

新聞用紙統制撤廃反対に関する陳情（七十六通）

陳情者 大分県知事 細田徳壽外
百三十三名

地方団体の自立的運営が強く要請されているとき、地方自治体と地方紙は密接不可分の関係にあり、従つて近く行われようとしている新聞用紙統制撤廃により地方紙が種々の拘束を受けて自主性を失うことは、正しい世論の培養と県政への反映を妨げ、地方自治の確立はおろか地方産業の振興もいちじるしく阻害されて、県政運営はもち論県広報の刊行にも少なからず支障をきたすことになるから、用紙統制撤廃に反対であるとの陳情。